

用途変更に関するお知らせ

戸建住宅から宿泊施設や児童福祉施設等の特殊建築物※へ用途を変更することを検討中の方は、以下の点にご留意のうえ必要な手続き、改修等を行ってください。

- 平成30年の建築基準法改正により、200㎡以下の小規模な建築物を特殊建築物※へ用途変更する場合、建築確認の手続きが不要となりました。しかし、建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法や消防法などへの適合は必要になります。
- 住宅と特殊建築物※では、適用される規定が異なるため、場合によっては、法に適合させるための改修等が必要になることがあります。法適合しないまま建築物を使用した場合、違反建築物として扱われ、行政指導を受けることがあります。
- 本紙裏面の新たに適用される主な規定や改修例をご参照いただき、必要に応じて改修を行うなど、違反建築物の発生を未然に防ぐための取組にご協力をお願いします。
- 詳しくは、建築士等や下記のお問い合わせ先へご相談ください。

特殊建築物※：建築基準法別表第1で定められた建築物。（学校、病院、劇場、旅館、寄宿舍、自動車修理工場等）

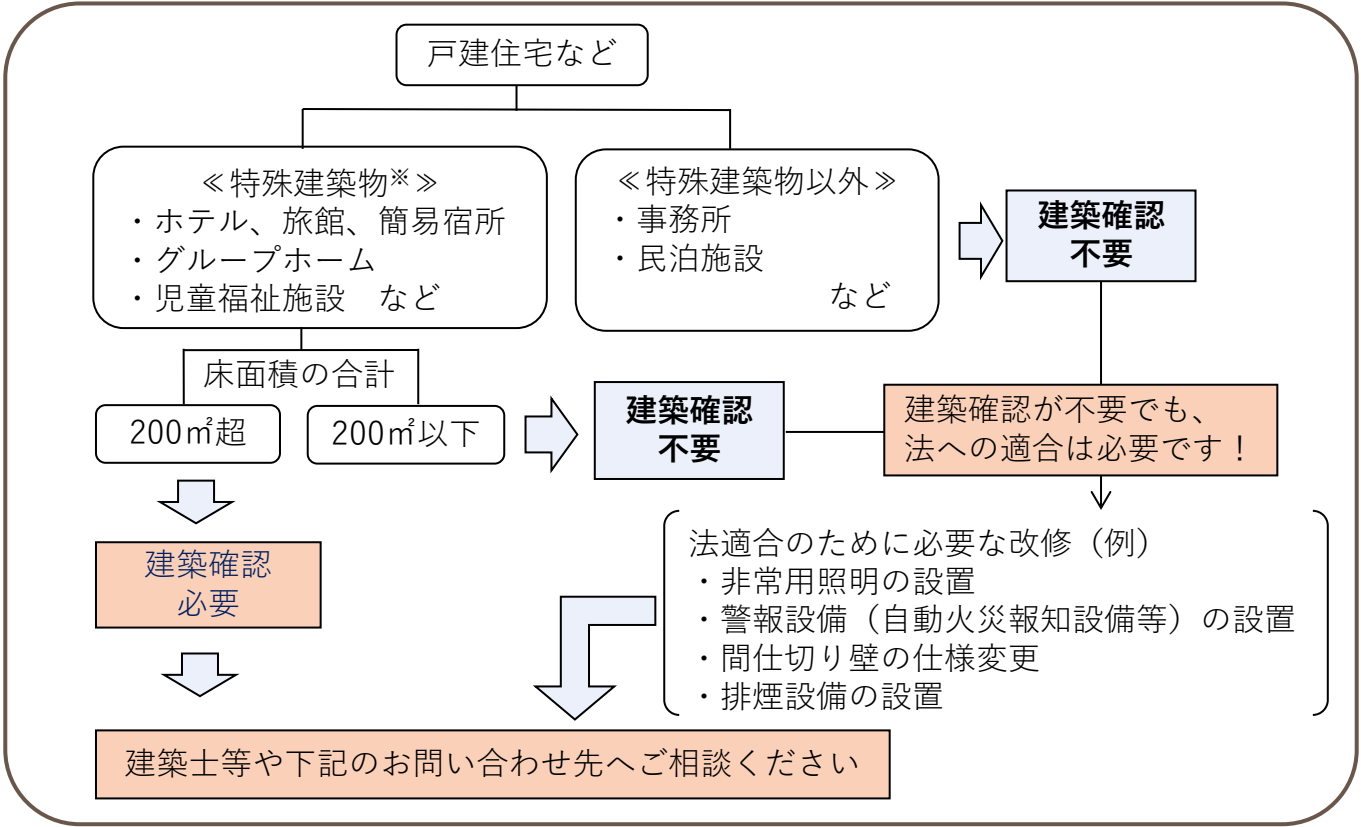


図 用途変更に伴う建築確認の要否判断フロー

【お問い合わせ先】

建築基準法	旭川市建築部建築指導課 旭川市7条通10丁目 第二庁舎 3階 電話：0166-25-8597（直通） E-mail：kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp
消防法	旭川市消防本部予防課 旭川市東光27条8丁目 旭川市総合防災センター3階 電話番号：0166-74-3584 E-mail：yoboshido@city.asahikawa.lg.jp

★適用される主な規定（例）

※住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業

	適用規定	住宅 (民泊※)	ホテル、旅館 簡易宿所	グループ ホーム	児童福祉 施設	備考
①	耐火建築物等 (法27条)	—	○	○	○	3階以上に当該用途がある場合対象緩和規定あり
②	浄化槽 (令32条)	n=5、7、10	n=Pほか	n=0.07 A	n=Pほか	n = 処理対象人員 P = 定員 A = 延べ面積 (㎡)
③	非常用照明 (令126条の4)	—	○	○	○	緩和規定あり
④	階段 (令23条)	蹴上23以下 踏面15以上	蹴上22以下 踏面21以上	同左	同左	単位：cm 緩和規定あり
⑤	防火区画 (令112条)	—	○	○	○	3階建以上が対象緩和規定あり
⑥	間仕切壁 (令114条)	—	○	○	○	緩和規定あり
⑦	排煙設備 (令126条の2)	—	令116条の2 1項2号の無窓居室			
⑧	用途地域 (法48条)	—	一部の地域 で立地不可	—	—	

◆法適合のために必要な改修（例）

